

# 自由インド假政府をめぐる

——第二次世界大戦におけるインド民族運動と日本——

長 崎 暢 子

はじめに——問題の所在——

第一章 自由インド假政府の成立の経緯

第二章 自由インド假政府の構想と目的

第三章 自由インド假政府の「承認」について

第四章 アンダマン・ニコバル諸島のインド領土化について

第五章 信任状について

結 語

はじめに——問題の所在——

「自由インド假政府」とは日本統治下のシンガポールに、インド民族運動の指導者、スパーズ・チャンドラ・ボース（以下ボースと略記）を首班として一九四三年に成立した假政府のことである。

第二次大戦における日本の行動については、大きく分ければファシズムの流れの一環とみる立場とその逆にアジア獨立に貢献したとする立場とがある。その際重要な焦點が、自由インド假政府をどう捉えるかである。すなわち一方ではボース

スの自由インド假政府はファシズムすなわち日本の傀儡にすぎなかったとする見解がある。これを主張していた人々は最近ではすこしずつ軌道修正し、ナショナリストとしてのポースを認めるようになった。ただその際必ずしも自由インド假政府の性格やそれと日本との関係の實態を史料の、實證的に明らかにして軌道修正したわけではない。とくにポースらの動きとインド本國の民族運動（この場合反ファシズムと連帯した運動とされている）との一見矛盾する關係についてはまったくといってよいほど検討されてこなかった。他方、日本がインドの獨立に貢献したとする説にあっては、日本軍が國際法上からも合法的な自由インド假政府を樹立させた事實を日本の貢獻の一つの根據にしている。第二次大戰當時も自由インド假政府は日本をはじめドイツ、イタリー、ビルマ、フィリピン、タイ、クロアチア、中華民國南京政府、滿洲國によって承認されたとして、樞軸國側では合法的なものと考えられていたかにみえる。

第二次大戰後、四五年一月五日から同年二月三十一日までインド國民軍將校を裁いた所謂「第一次インド國民軍裁判」が行なわれた。インド國民軍將校達は、イギリス軍によって①イギリス國王に對する戦争を行なった罪、②殺人および殺人教唆を問われた。これにたいして三人の將校は、①について、國際法に基づき、「從屬國民がその自由のために戦争を遂行する權利」を掲げて法廷を鬪った。その際、首席辯護人のB・デサーイーは、インド國民軍兵が私兵でなくインド國民軍法 (Indian National Army Act) にもとづく組織された軍隊であり、しかもその軍は自由インド假政府という正式に成立した政府と新國家の命令によって戦ったのであるとその正當性を主張した。さらに、この政府が樞軸諸國によって承認されたことこそ、この政府が戦争遂行をする權利がある *sovereignty* である證據としたのである。すなわち自由インド假政府の成立にともない、成立した國家が軍隊をもち、その正規の軍隊が行なった殺人行爲がすなわち戦争であるから②の殺人および殺人教唆も成立しないとしたのである。<sup>(1)</sup>このとき、自由インド假政府承認を日本人として證言したのは辯護側の證人として出廷した太田三郎、松本俊一、澤田廉三、蜂谷輝雄（以上外務省）、片倉衷（陸軍）であった（ただし藤原機関の責任者たる藤原岩市は證言していない。藤原岩市が證言したかのように記してある書もあるが間違いである）。それ以來、この観

點は繼承され、自由インド假政府は合法的、正當性のある政府だったとする見解がほぼ踏襲されてきた。<sup>(2)</sup>

このように自由インド假政府については、ほぼ二つに分かれる評價があり、多くの著作において觸れられてきながら、雙方の觀點をふくめ、これまでその實態はいま一つ明らかになっていない。本稿はこうした研究狀況に鑑み、主として日本側の資料、およびインタヴューにより、自由インド假政府の性格と日本軍との關係、さらにそれとインド國內の民族運動との關係の一端を明らかにして第二次大戰における日本とアジアの關係の一面に光をあてることを目的とする。<sup>(3)</sup>

## 第一章 自由インド假政府の成立の経緯

一九三九年九月、歐州大戰が始まったとき、イギリス植民地下のインドは、連合軍の側に立ち、直ちに參戰した。ただし、この參戰はインド人の意志を問う事無く行なわれた（例えば、すでにインド人による州政府、州議會が成立していたにもかかわらず、そこで審議されることがなく、イギリス人のリンリスゴー・インド總督によって自動的に參戰が決定された）としてインド國民會議派は抗議し、改めて戰爭目的を明らかにすることを求めた。そして納得のゆく回答が得られなかったため、政權を掌握していた八州において内閣を總辭職した。

インド民族運動は續いてガンディー指導下に反英の個人的不服従運動を展開したが、思想情情的な支持は樞軸國にでなく、反ファシズム・連合國側にあつたため、反英運動の切っ先は鈍り、形だけの運動にしかならなかったことはだれの目にも明らかであった。

これに對し、反英を第一の目標とし、反ファシズムの戦いを第二においたボースは、イギリスが危機に瀕している今こそ反英運動の好機だとして、大規模な運動を展開することを主張したが、會議派主流の容れるところとならず、またいち早く逮捕されて独自の行動を展開することが出来なくなった。そこで投獄中の身を斷食を以て假釋放をかちとり、さらにイギリス官憲の目を潜って假釋放中の自宅からも行方をくらました。彼が再び現われるのは四一年四月のベルリンにおい

てであり、ドイツから反英放送の叫びをあげることでインド國內の民族運動に影響を與えたのである。

一方、四一年一二月に日本が英米に開戦し、アジアでも太平洋戦争が始まると、日本は英印軍内のインド兵工作と、東南アジアの印僑工作とのためにインド獨立を表明し、インド兵捕虜の中からモーハン・シンを司令官とするインド國民軍を結成させた。<sup>(4)</sup> 四二年五月、日本軍がビルマを席卷し、インドとの國境にまで迫ったとき、インド國民軍も日本軍とともに、インド領土内へ進攻するのではないかと思われていた。

一方、ドイツの東方への意圖はあくまでコーカサスを通り、ペルシャ灣に出ることだったため、當面インド政策としては、反亂を起こさせるためにインド軍を飛行機で輸送するとうりにすぎなかった。<sup>(5)</sup> その上ドイツの東方に向かう戦線が膠着し始めると、インド獨立に氣負い立つボースは、東南アジアの戦線において日本側にいるインド國民軍と行動をとともにするべく四三年二月、Uボート190號でキール軍港を發ち、マダガスカル沖で日本の潜水艦に乗り換え、四三年五月六日、スマトラのサバン島に上陸した。

ちょうどそのころアジアでは、結成されたインド國民軍が、日本軍と對等な同盟關係、インド進攻以外の作戰への不參加などを主張して日本に對する不信を募らせ、國民軍解體の危機にさらされていた。そこでこれを再建し、インド國民軍兵士たちの信頼をつなぎ止める大物政治家が日本にとっても必要とされていたのである。ボースはアジアに到着後直ちに東京におもむき、東條英機首相と六月一〇日頃會見し、援助を約束した日本の協力を得て、上記のとおり、四三年一〇月二一日、シンガポールに彼を首班とする自由インド假政府を成立させた。形式的にいうなら、自由インド假政府は同日の東アジアインド獨立連盟の全支部代表からなるインド獨立連盟大會において成立した。大會席上ボースはこう述べた。

「インド獨立連盟は東アジアのインド人を代表する唯一の機關であり、全インド人コミュニティの完全な支持を得ている以上、自由インド假政府を樹立する資格がある。インド獨立連盟の綱領によって私に與えられた權限により、自由インド假政府を設立するのは私の仕事である。」<sup>(6)</sup>

その日の午後四時、再開された大會において、ボースはヒンドゥスターニー語で自由インド假政府設立の聲明を發表し、これは同時にタミル語に翻譯された。閣僚名簿は以下のとおりである。

國家首席兼首相、戰爭大臣、外務大臣  
ボース

ラクシュミー

婦人部長  
S・A・アイヤー

宣傳大臣  
A・C・チャテルジー

財務大臣  
アジズ・アフマド、N・S・バーガト、J・K・ボーンズレ、M・Z・キ

軍組織  
アニ、A・D・ロガナタン、E・カーディル、シャール・ナワーズ・ハーン

書記官長（閣僚ランク）  
A・M・サハーイ

最高顧問  
ラーシュ・ビハリー・ボース（スバース・チャンドラ・ボースとは別人、い

わゆる中村屋のボースといわれる人物である）<sup>(7)</sup>

この自由インド假政府は戦闘機關 (Fighting Organisation) と定義されていて、その任務を英米帝國主義の追放に限定した。そしてその任務成功の暁には「インド人の意志に合致した永久政府がインド内に樹立される」とした。従って自由インド假政府の最初の仕事は英米に宣戰布告をすることであつた。

ボースは自由インド假政府樹立の根據をインド獨立連盟が東南アジアのインド人の完全な支持を集めていることに求められている。逆にいえばインド國內の人々の完全な支持を根據にすることが出来なかつたのである。すなわちインド國民軍・自由インド假政府の根據となる人民とは東南アジアに廣がって住むインド人を指していた。そのことは自由インド假政府のあらゆる活動に無理をきたすと同時に、逆にいえば、ある種の副産物的機能——東南アジアのインド人の生命と財産を守る——を果たすことになつた。

## 第二章 自由インド假政府の構想と目的

ボースがアジアの舞臺に登場する前には、モーハン・シンを代表とするインド國民軍の面々も日本軍も自由インド假政府樹立の構想をまったく持っていなかったことは以下に明らかである。たとえば日本ではボース訪日直前の一九四三年四月一七日、以下の要綱が決定された。

『「スバース・チャンドラ・ボース」は昭和一七年一月一〇日決定の情勢の進展にともなう當面の施策にもとづく印度工作に使用するものとす』<sup>(8)</sup>

ではここに述べられている昭和一七年の「情勢の進展にともなう當面の施策（連絡會議決定）」におけるインドへの施策はいかなるものだったか、を検討しよう。

昭和一七年（一九四二年）の「情勢の進展にともなう當面の施策」におけるインド施策は「英米との交通遮断ならびに對英協力の拒否及び反英運動の積極化を目標とし、作戦の進展に伴い、逐次施策を強化す」とされている。その「施策」の責任者は大本營たることをも決定していた。すなわち興味深いことに對英協力の拒否と反英運動の強化に關するかぎり、日本軍の政策はインド民族運動の課題に全く一致した。けれどもここではインドに獨立を與えることや自由インド假政府を樹立させることなどは全く企圖されていないことがわかる。

さて四三年四月の「要綱」になると、ボースを「まず東京に招致して工作上の利用價值を判定する」とあるから、ボースに關し、彼の力量、利用價值ともにまだ最終的な判断は下されていなかった。その際「印度獨立支援に關する帝國朝野の熱意と帝國の國力とを説得せしむ」とあるから、印度獨立にかんして日本が政府、民間ともに「熱意」があったことは認めることができよう。ただ政策としては依然として「印度工作」が繼續した形であり、それはすなわち「對英協力拒否」と反英運動の強化」という漠然とした内容であった。インド獨立支援のための政策というにしては、依然として自由イン

ド假政府構想の氣配も感じられない。しかしながら「滯京期間は二カ月とし」とあり、その間東條英機首相との會見において「判定」がプラスと出た場合にはどうするか未定であった。

ボースは五月に東京に到着し、二箇月間精力的に活動した。はじめは懷疑的でなかなか會おうとさえしなかつた東條英機も、會見後はおおいに感銘を受けたとされている。なかでも重要なのは六月七日、ボースが提出した重光葵外相あての覚え書きである。その中で彼は第一にガンディー派が對英妥協の可能性があること、第二に日本の對印作戦が遅れたためインド國內の空氣の沈滞とインド國民軍の士氣の沈滞をもたらしている、と情勢を分析し、以下の二點を提案した。<sup>(9)</sup>

一 可及的すみやかにインド進攻作戦を開始すること、もし全面的進攻作戦の實施不可能なときは「アッサム」「ベンガル」など東部インドに對する部分的進攻作戦を開始すること。

二 印度獨立運動にたいする日本及びその與國の強力なる支援を印度内部に反映するため、自由印度假政府を樹立し、樞軸國の承認を得ること。

ここで初めて自由インド假政府が東アジアにおいて登場した。すなわちこれはボースの提案によるものであることが分かる。このときボースは「一にたいしては大本營は消極的態度を有したるも、二に關しては、帝國政府之を考慮すべしとの口約を得<sup>(10)</sup>」た。かくして彼はシンガポールに戻り、積極的に活動をはじめた。七月初め、ボースがシンガポールでインド獨立連盟議長とインド國民軍司令官になったことをイギリス側が確認している。<sup>(11)</sup> また自由インド假政府樹立の構想を發表したのもシンガポール放送からであった。彼は何故このように自由インド假政府樹立に熱心だったのか。これを理解するためにはインド國內の民族運動の當時の課題を明らかにしなくてはならない。自由インド假政府樹立は實はインド國內の民族運動の課題と深い関わりがあるからである。

三九年一〇月、ボースはインド國內でこの假政府樹立要求を掲げた。すなわちヨーロッパでの戦争勃發と共に、「戦争終結後にインド憲法が作られる」としたイギリス側にたいし、ボースは當時の立法參事會 (Indian Legislative Assembly)

に責任を持つ假政府を提案した。そしてこれは直ちに當時の會議派執行委員會の要求となった。

一方インド國內では四〇年三月、ムスリム連盟がいわゆるラホール決議を採擇し、パーキスターン建國につながる分離國家を要求するにいたる。すなわち、これまで獨立とは統一インド以外にはありえなかつたのに、これ以降は二つ、あるいは三つの國に分離して獨立する可能性が俄に出現したのである。そうはいってもこの時はまだ分離獨立の可能性は遙かに希薄ではあつた。

四一年四月九日、ボースはドイツに到着して約一週間にドイツ外務省にインド獨立構想を提出した。そのときも彼は「自由インド假政府」を他の項目と一緒に提出した。<sup>(12)</sup>しかしこれはドイツからは認められず、何の回答もドイツからはなまにまにおわっている。

四二年になると、インド民族運動とイギリスとの大戦下の最後の交渉となつたクリップス使節團交渉においては、戦後の自治を約束するイギリス側にたいし、ネルーをはじめとする會議派の中心的要求の一つは、(統一)國民政府の即時樹立であつた。具體的にはインド人内閣をつくれるかどうかが大きな争點であつた。緊迫した交渉のさなか、當時ベルリンにいたボースは三月二五日と三一日、この問題も含めて公開質問状を放送している。<sup>(13)</sup>結局この交渉は決裂し、インド國內でのネルーによるインド人内閣も實現できずにおわつた。形式論理からいへば、この決裂した交渉の際の要求が、八月のクイット・インド運動のときの目標といふことができる。しかもこのときイギリス側はインド連邦から州の分離權を認める形でパーキスターン要求を公認した。

以上のように假政府の樹立要求は、東アジアにやってきたボースが偶々考えだした要求でなく、インド國內政治も含めたインド民族運動の要求項目の焦點の一つだつた。それゆゑ彼は國內の民族運動も配慮して、あえてこれを提示してゐたのである。しかもこれが實現できたなら、國內で實現できない目標をボースが最初に國外で實現したことになるのであつた。いま、彼はドイツにおいても實現できなかった目標をやつと實現できたことになつた。しかも國內でもネルーを中心

とした會議派による假政府の樹立が不可能であることが明らかな今、國外であれ、完全にインド人を最高指導者とする自由インド假政府を樹立できたことは大きな政治的衝撃を會議派とインド民衆に與え得るであらう。その実績は今後はインド獨立が實現していく際に引き繼がれていく可能性が大きいだろう。

またこれが實現した場合には會議派が、インド人のみの統一中央政府樹立よりも低い目標でイギリスと妥協することは非常に難しくなるであらう（クリップス使節での争點の一つはインド人内閣を作るとしてもイギリス人總督は残る、その場合總督はどこまで権限があるのか、という問題だった）。

またもしここで統一インド假政府が實現して引き繼がれていった場合には、分離獨立を主張する人々、とりわけジンナーにもおそらく大きな打撃となるであらう。彼は四一年夏、インドを脱出した理由の一つに、ジンナーがインドの分割に努力していたことを挙げた。<sup>(14)</sup>だから統一自由インド假政府の實現により分離獨立に齒止めをかけることも、國內の運動をならんだボースの目的と見通しであったと思われる。

無論この假政府には條件がついていた。すなわち、これは當面國外、東南アジアにおける印僑（人）による承認しか受けていない。インド國民の支持をうたうためには最低限會議派の承認を得なくてはならないこと。會議派議長に二年も續けて就任した彼は當然このことを熟知していた。だがボースは自由インド假政府が國內の人々の心情的な支持を得られることをまったく疑っていない。成功の暁にはこのまま「インドの人々の意志に合致した永久政府」として繼續すると信じた。しかしそこには「成功すれば」という厳しい條件が附いていたのである。その危険を彼は見通していなかったわけではない。したがって彼は「歴史の足跡にしたがう」自由インド假政府の據るべき前例としてアイルランドの一九一六年の臨時政府樹立、第一次世界大戦中のチェコ、トルコのアナトリアにおけるケマルの臨時政府の例を挙げたのであった。

彼は自由インド假政府の任務を英米帝國主義の追放に限定したが、インド國內の人々に向けては假政府をクイット・インドニア運動の國外司令部とせよ、と放送で語った。たしかにこの時は會議派指導部全員がクイット・インドニア運動

開始と共に四二年八月無防備に逮捕され、指導部のない運動となっていたから、その意味では時宜に合った指示であったろう。だが、他方四三年一〇月にはすでにほとんど大衆運動は存在せず、局地的な地下運動が細々と續いているにすぎない時期であったから、遅きに失したというところでもあったろう。それでもなお、國內で終焉をむかえようとしていた運動にたいして、新たな刺激を與えることを狙ったものであったに違いない。また七月終わりにポースはバンコク、ラングーン、サイゴンへと飛び、シンガポールにもどる。バンコクでは七月二七日、「進め、デリーへ」をスローガンに採用した。これもまた國內のインド人活動家にとっても大きな勵ましとなったであろう。

しかし實際の機能について述べるならば、日本軍との關係が改善されたことが大きい。何故ならそれまでインド國民軍の上部團體たるインド獨立連盟は一個の政治團體にすぎないとして、日本國政府とは對等な關係たり得なかつたからである。これによってそれまではいわばインド獨立連盟の私的な軍隊であつたインド國民軍のステイタスは自由インド假政府の軍隊であるとして「公的」な性格を持つことになり、日本軍との實質的な平等をかちとるために有效な手段となつた。

日本軍はポースのこうした考えをほとんど理解していなかった。そのため「南方總軍は之（自由インド假政府のこと——引用者）にたいし、極めて冷淡なる態度に出たる爲、一時一頓挫<sup>(15)</sup>しかけた。日本からは「東京方面に難色ありとされ、承認に伴う國內手續きを回避したし」との報が届いた。これに接し、ポースはこう訴えた。

日本政府の態度不明確なるときは、

① 敵側宣傳に利用される

② 印度内外印度人の猜疑心を助長して、獨立運動に惡影響を與える恐れあり。  
したがって、自由インド假政府に「明確なる承認を與えられるべき旨、要請」した。<sup>(16)</sup>

「結局重光大臣以下外務側の中央における努力により、一〇月九日、大本營政府連絡會議において後述の決定を採擇」した（承認問題の項において後述）。ここにポースはシンガポールにおいて自由インド假政府を樹立することになった。すな

わち、自由インド假政府の構想はポースによってもたらされ、ポースの熱意によって實現したのである。その實現は實はインド國內の民族運動の課題と深くかかわっていた。

しかも自由インド假政府が實際に實現するとそれまで常に日本軍との間でもめ續けたインド國民軍の「對等な關係」問題は大幅に改善された。とはいえ史料によると水面下にやはり問題は残っていた。以下それについて記す。

### 第三章 自由インド假政府の「承認」について

一九四三年一〇月二一日、ポースを首班とする自由インド假政府は成立し、樞軸諸國が承認した。このときは連合國の東南アジア司令部も再編され、リンリスゴは一〇月二〇日、七年半の長きにわたった總督任務を終えてウエーベル總督に交替した。しかしながら、言うまでもないことだが、このときインド國はまだ獨立してはいない。政府の承認とは當然、獨立國家の存在を前提としているはずである。では獨立國家とはなにか。國家という以上、政治學でいう國家の三要素、即ち國土、國民、統治機構を有するものでなくてはならない。

外務省では、四三年六月一日、即ち、ポースと東條英機との初會見前後に早くも「自由インド『臨時政府』承認に關し、法律上の意見」として検討に入っていた。外務省史料によれば、自由インド假政府を承認するかどうかについては「承認に關しては、國際法上未だ一定したる理論存在せず」という立場ではあったが、しかし「國家の承認前に政府のみを承認することに關しては、據るべき先例なし」と反對論があった。即ち「國家は國家の客體たる領土および人民なくしては存立し得ず、したがって全然國家の根據を有せざる政府にたいし、承認を與うるがごときは、法理上説明しうべからざるところなり」というわけであった。萬一このような先例を認めると、日本としては當時イギリスによっているドゴ

ールを認めなくてはならず、それはヴィシー政権をすでに認めている日本としてはどうい受け入れがたい立場であった。<sup>(18)</sup>しかももっと困ったことに重慶には朝鮮獨立政府があり、それらに理論的根據を與えてしまう可能性もあった。そこ

で以下のような結論が出された。

「本件措置は主として謀略宣傳上の効果を狙う戰略的考慮より實施せんとするものなる以上、國家の根據を有せざるごとき政府を承認するよりもさらに一步を進めて、現在唯一の自由印度地域たる『アンダマン』諸島をとりあえずその領土とせしめて、いささかなりとも國家としてまた政府としての體裁を整えしむるようすること、策の得たるものなりというべし」<sup>(19)</sup>。

即ち「純然たる法律問題とするよりも、むしろ政治問題として差しつかえなきものと認む」とした。政府の合法的承認をしない代わりに、當時海軍が占領したインド洋上のアンダマン・ニコバル諸島をその「領土」とせしめようとしたのである。いわば「事實上の承認」の形式をとろうとしたといえよう<sup>(20)</sup>。

ところが、四三年一〇月九日、大本營政府連絡會議は「印度假政府承認に関する件」を以下のように決定している。「『スバス・チャンドラ・ボース』に於いて印度假政府樹立の場合は、印度施策殊に其の宣傳攻勢強化の爲、帝國は之が承認の意志を表明するものとす」<sup>(21)</sup>。そして最終的には「ここにおいて、帝國は規定方針に基づき、同月二三日、同政府を承認せり」とされている。その結果「印度國民は假政府に屬し、『ボース』主席の統帥の下に置かれ」ることになった。

これは一見上記の承認反對論と矛盾する。上記の史料では獨立國家に根據を置かない政府を承認するな、というのが外務省の主張だったはずである。その疑問はその上に記された文章を讀むと一層増幅される。即ちそこには「右に伴い、假政府との間には正式國際關係を發生せしめざる、こと、(傍點引用者) 勿論とす」<sup>(22)</sup>とあるからである。「スバス・チャンドラ・ボース」國際關係を發生させないとはどういうことか。それを説明するのは以下の文章である。「『スバス・チャンドラ・ボース』において印度假政府樹立の場合、印度施策、ことにその宣傳強化の爲、帝國はこれが承認の意志を表明するものとす。」つまり宣傳強化の爲の承認だというわけであった。文章はさらに續く。

「本件承認の法的性質については、……自由印度國の成立なき以前にいかなる政府の承認もありえず、當時の帝國政

府聲明にもあるがごとく、結局自由印度假政府を、自由印度假政府なる名稱を有する團體として承認するという意味を有するにすぎずというべきならんも、また同承認は目下完成途上にある自由印度國の政府の承認ともいふべく、換言せば將來自由印度國成立の場合は右承認は國際法上正常の政府承認となるべきを以ていわば停止條件附の政府承認として、この限りにおいて一種の政府承認といふべし。公的には帝國政府はこの見解をとることとせり<sup>(23)</sup>。」

將來獨立インドが成立したら、この假政府承認は正式の國際法上の承認となるであろう、しかし現在にあっては「自由インド假政府」という名稱を有する團體」の承認である、といっているのであった。

また備考として「第三國の本自由インド假政府承認はこれを妨げず<sup>(24)</sup>。」と記されている。これが上記のように樞軸諸國の自由インド假政府承認となつたのであらう。

これらはすべてボースの自由インド假政府の樹立宣言より以前、一〇月九日にすべて決定されていたことであつた。自由インド假政府樹立當日、第八三回帝國議會において東條英機内閣總理大臣は次のように演説している。

「然るに印度の大衆のみは依然として英國の彈壓の下にまた最近においては米國の野望も加わりて言語に絶する苦惱を續けているのであります。……既に印度の志士『スパス・チャンドラ・ボース』氏のもとに、憂國の印度人は祖國解放のために結束して起ち上り、去る一〇月二一日印度假政府の樹立をみるにいたつたのであります。帝國政府は直ちに、二三日同政府承認の意志を表明したのであります。今後同政府にあらゆる協力と支援とを送らんとするもの<sup>(25)</sup>であります。」

帝國議會においても『自由インド假政府』という團體」が承認されたのであつた。

こうした承認の實態をボースが知っていたかどうか、確認はできない。しかしイギリスのケンブリッジ大學を卒業し、そのままロンドンにおいて I.C.S. (上級公務員試験) に四番で合格したボースであれば、そのことに全く無知であつたとは考えられない。承認を回避したいとの東京からの報に接し、ボースが承認を訴えたことは既に述べた。その後のボース

の警戒的態度をみても、すくなくともある程度は事情を察しており、「目下完成途上にある自由印度國」の成立に向けて實質に近附けようとしていたかに思われる。

こうして日本政府は『自由インド假政府』なる團體を少しでも實質に近附ける責務を負った形になった。それが現實化するのが以下のアンダマン・ニコバル諸島の「インド領土化」である。なおこれにつづいて、ビルマ（二〇月三日）、ドイツ（二〇月二八日）、フィリピン（二〇月二九日）、滿洲國および中華民國南京政府（一月二日）、イタリー（一月二日）、タイ（一月二七日）、クロアチア（一月二九日）がおのおの同政府を承認した。

ただし、「正式の國際關係を發生せしめない」との文言はたとえばビルマとの關係において以下のように具體的に現われた。ビルマは一九四三年すでに「獨立」し、澤田廉三大使が派遣されていた。その澤田廉三大使は四三年一〇月二〇日バーモウ總理を訪問し、臨時政府に關して趣旨を説明した。そのときバーモウは承認に同意すると同時に

「自由インド假政府は將來當地に移りくるわけであるが、『ビルマ』政府としてはこれとの關係でいかにすべきやと問ひたるにつき、大使は帝國としても印度假政府との間には正式國際關係を發生せしめざる方針なれば、『ビルマ』政府として同様に措置せられ、假政府として事實上の友好關係を維持せらるること然るべし、と述べたるに、同總理はこれを首肯せり。」<sup>(26)</sup>

おそらく、各國ともこれに準じた關係であつたらうと思われる。のちに日本から派遣される外交使節は特命全權公使（蜂谷公使）であつて大使ではないし、またビルマなど假政府を承認した各國からも大使などの外交使節は送られていない。また假政府の側からも派遣していない。

もつとも興味深いのはアイルランドの反應だつた。アイルランドは中立であつて自由インド假政府を承認しなかつたが、議會では第一次世界大戦中成立したイースター蜂起に伴うアイルランド共和政府の例を引き、承認するべきではないか、との質問がなされた。しかし、中立である以上、戦争中の一切の假政府を認めないとして、最終的には承認はされず

におわった。

四四年春、インパール作戦が始まり、問題は新たな段階に入る。三月二三日には大本營発表によると「わが軍は印度國民軍を支援し、三月中旬、國境を突破し、印度國內に進入せることを明らかにせり、」とされるにいたり、ポースも四月四日の聲明で「インド國民軍は自由インド假政府の指揮のもとに國境を突破し、インド領内に進入せり」と發表した。これらの發表により、インパール作戦の成功の可能性に備え、外務省條約局において自由インド假政府にかんする見解が確認された。四四年四月一四日附「印度假政府解消自由印度正式政府樹立に關する件」(澤田廉三大使發重光兼外務大臣宛)、および同一七日「自由インド假政府承認問題に關する法律上の意見」がそれである。これについて以下に述べる。

まず、「自由印度假政府承認の帝國聲明に『これを自由印度假政府として承認』す、とあるは、すくなくとも法律上は單に『自由印度假政府』なる名稱を有する一の團體を承認することを意味するにすぎずして、これを國際法上の假政府として承認するの意味を有せざるもの、(傍點引用者)と解すべきものなる處<sup>(28)</sup>と記されていることに注意しておきたい。すなわち、これは從來の見解を確認したといふべきもので、從來の承認が國際法上の假政府承認にはなっていないことが改めて明らかにされているのである。

しかし、インパール作戦が成功し、もしインド領内にインド國民軍が入り、自由インド假政府によって自由印度國が成立した場合、どうするか。この場合には二つの方式の可能性が想定されていた。<sup>(29)</sup>

① 日本國政府が自由印度國の獨立を承認する場合には、「これと正式の國交を開始すること當然なるべく、單にその領土に對する日本軍の進駐を合法化するためのみにても、これと條約を設定するを要す。」

② 自由印度國を獨立させないで、「自由印度政府」の承認を行なう場合には、「法律上においては『自由印度假政府』なる團體の名稱が『自由印度政府』と變更せられ、帝國政府に於いてはその事實を承認することを意味するに過ぎず。」

すなわち外務省のレベルでは、インパール作戦後、インド國內に自由インド假政府が入った場合、自由印度國を獨立させるか、それとも獨立させずに『自由印度假政府』なる團體の承認』を『自由印度政府』なる團體の承認』と變更するだけでやっていくかは決定されていなかった。

次に第三段階はインパール作戦敗北後（四四年七月）から敗戦までの約一年間である。このとき東條内閣は崩壊し、小磯内閣に替わった。四四年一月における外務省の見解は以下のようなものであった。

日本の自由インド假政府承認は、「國際法上の所謂『政府の承認』とは稱し難きも、帝國政府が右聲明（四三年一〇月二三日の承認聲明のこと）引用者）により、少なくとも自由印度假政府なるものを一個の獨立の團體として認めたるものなることは疑問の餘地なきところなり。」<sup>(30)</sup>

一方、この承認問題に關する樞密院の論議を想定したと思われる想定問答集が残されているが、それによると政府見解は右の外務省見解と必ずしも同じではない。以下、問答集を引用する。<sup>(31)</sup>

「擬問 さきに『ボース』を首班とする自由印度假政府の成立に際し、帝國政府は客年一〇月二三日これを自由印度假政府として承認する旨聲明したるが、右承認の性質如何。

擬答 帝國政府の右聲明は、國際法上の所謂政府の承認の性質を有するものなり。」

ただし、自由インド假政府によって代表せらるべき國家は目下完成途上にある獨立印度であるとし、遠からず、ある範圍の領土保有を期待できるから、「戦時の特例として自己の領土を追われたる所謂亡命政權が猶一般にその存在を容認せられおる實情と照合し、不完全ながら、一應國家として觀念して然るべし」となっている。

この問答が實際に行なわれたかどうかは確認できない。だがボース政權を亡命政權と同じ特例とする見解も政府部内にあったことは認めておいてよからう。

#### 第四章 アンダマン・ニコバル諸島のインド領土化について

自由インド假政府の合法性と關係の深いのがアンダマン・ニコバル問題である。さきに述べたとおり、國家が成立するためには國土、國民、統治機構が必要である。インド國民軍裁判の辯護側論述でも自由インド假政府が領土を持ったことがその合法性の根據の一つとなった。兩島について、一般には一九四三年一月五日、六日の兩日に開かれた大東亞會議においてオブザーバーとして出席したボースの演説に感銘した東條首相がアンダマン・ニコバルのインド領土化をみとめた、といわれている。決定内容は「目下帝國國軍において占領中の印度領たる『アンダマン』諸島及び『ニコバル』諸島を近く自由印度假政府に歸屬せしむるの用意ある旨を、本一月六日の大東亞會議の席上に於て宣明することとす<sup>(32)</sup>」ということであった。實際この決定は一月六日午前の持ち回り連絡會議という異例の方法で以下のように決定されており、急な決定だったとの風評を裏付けている。

「本件は今次『ボース』上京、首相との會議の際『ボース』より『アンダマン』『ニコバル』に印度假政府一部の該地進出を認められたき旨申し出ありたるに端を發し、大東亞會議第一日席上の空氣より六日朝に至り、突如總理および海軍大臣の熱望により本日會議終了に際し、宣明すべき旨發議し、持ち回りにて午前十時決定上奏御裁可を経たり<sup>(33)</sup>」。

かくして、四三年十一月六日の大東亞會議の席上、アンダマン・ニコバル諸島を近く自由印度假政府に歸屬せしめる用意があると東條首相は發表したのだった。

また別史料によれば、

「假政府承認の問題研究されおりたる當時より、(ボース氏および日本側の)一部には承認の前提として、アンダマン・ニコバル諸島を同政府の領土とせしめ、以て同政府の承認をして國際法上正常の承認の實あらしめんとする着想存しおり

たるところ<sup>(34)</sup>」と記されている。すなわち假政府承認が國家の存在しない政府の承認であり、國際法上正式なものでありえないことを認識したうえで、それをいささかでも實質的なものに近附けようとする行爲が自由インド假政府の兩島の領土化であった。ここでも史料から見られるとおり、ボースは積極的な申し出をしており、ボース自身、自由インド假政府がまだ根據薄弱であることを知っていて、それを根據あらしめるべく努力していたであろうことを感じさせる。

ところで、「近く、自由印度假政府に歸屬せしむる用意ある（傍點引用者）」という決定に従い、實際の移讓はどのようになされたのだろうか。

これに關して、四三年一月一日附の、以下の史料が外務省に残されている<sup>(35)</sup>。

- 1 差當り、兩諸島の軍政は撤廢せざるの建前を取ること
- 2 現地軍司令官と自由印度假政府主班との間の了解として一の覺え書きを作成すること
- 3 右覺書に於いて、假政府主班は軍司令官の認許を以て兩諸島に於ける民政（一般行政）を執行するものなる旨を定め、其の權限に關する規定を設くること
- 4 右覺書作成に付いては、國內法制上の手續きを要せざるべきこと。

すなわちアンダマン・ニコバルは現地司令官と自由印度假政府の主班たるボースとの覺書により軍政廢止の建前は取る。しかしそれは日本國內法上の手續きは經ない。その理由は「兩諸島における帝國の軍政を即時撤廢し、これを自由印度假政府に最終的に歸屬せしめるの方式を取ることは差當り不可能<sup>(36)</sup>」であるが、しかし獨立前のビルマのバーモウに對したように「法律上はまったく軍に從屬するものとして扱うことは、既に帝國において自由印度假政府の成立を認め得る以上、妥當に非ざるべし」、すなわち、獨立前のバーモウのように扱えないからであった。そこで他の地域における「軍の占領地行政において住民機關を活用している所と異なるところなし」という解釋を取ったのである。

ただこの覺書が、實際の軍政は廢しない、國內の法制上の手續きを取る必要がない、とした點、また「有効期間などに

關する規定は、これを設けざること」とした點は問題を含んだものだった。四四年二月二〇日でもこの状態は變わっていない。この時作られた想定問答集は依然として以下のように述べていて、兩諸島は自由印度假政府に歸屬されてい

い。  
 「目下帝國軍において占領中の印度領たる『アンダマン』諸島及『ニコバル』諸島を近く、(傍點引用者)自由印度假政府に歸屬せしむる旨明らかになつた次第……」<sup>(38)</sup>  
 すなわち、アンダマン・ニコバル諸島は最終的に正式移管に至らずして、日本の敗戦を迎えたのである。

## 第五章 信任状について

自由インド假政府には外務省から四五年二月着任の蜂谷輝雄公使が派遣された。正式の外交使節派遣は自由インド假政府の合法性を示す證左と見られている。しかし、蜂谷公使は外交官が任地に赴くとき當然攜えているべき信任状を持っていなかった。法に詳しいポースはたちまちこれを見破り、信任状を持たない公使は正式の公使ではないとして面會を拒否し、信任状を至急到着させることを要求した。信任状は結局到着しないうちに、日本の敗戦となった。ところが、戦後のインド國民軍裁判で、ビルマ大使、及び外務次官を歴任した澤田廉三は信任状に觸れ、四五年五月に信任状發行の決定がなされ、天皇の裁可も仰いでいる。しかし交通の便が悪く、目的地に着かないうちに終戦を迎えた、と證言した。<sup>(39)</sup>果たして信任状は送られたのか。

外交使節が送られるようになる経緯を検討してみよう。四三年一月五日、大東亞會議出席のため、來日したポースが要求したのは次の二點であった。

- 1 光機關の改造と外交使節の派遣
- 2 對インド進攻作戦の急速な實施

1は、インド國民軍の指導にあたってきた光機關を單なるミリタリー・ミッションに改編あるいは解散させる。國民軍と日本軍の連絡は「外交使節」を通じて行い、南方總軍、およびビルマ方面軍とは直接交渉する、というものであった。その理由は、a、自由インド假政府と國民軍にたいし、光機關があまりに干渉しすぎる、b、軍内部で光機關の發言力が弱いから、インド側の意向を南方軍に反映できない、の二點であった。<sup>(40)</sup>

さらにインパール作戦の敗北後、「對印進攻作戦實施前より既に悪化の一路にありし光機關と假政府および印度國民軍との關係は、右作戦の失敗によりて收拾し得ざる狀況に陥り、……『ボース』氏は屢次來朝の希望を表明せるも、陸軍就中現地陸軍機關は同氏の來朝を喜ばず、之を阻止したるも、小磯内閣成立するに及び、新内閣と協議するため漸く『ボース』氏の來朝を見るに至り、一九四四年一月東京に到着せり。」<sup>(41)</sup>以下の外務省史料も同様にボースと光機關の關係惡化について述べている。

インパール作戦敗北後、「光機關と自由印度假政府との摩擦甚だしく、このままにて推移せんか、『ボース』に於いて首席の地位を放棄する危険さえ存したるを以て、重光外相はこれを憂慮し、局面打開に苦慮し、結局陸軍側を説得して自由印度假政府にたいし、特命全權公使を派遣することとなれり」<sup>(42)</sup>。自由インド假政府「承認」は四三年一月二三日であり、特命全權公使派遣は四四年一月で實に一年以上経過していた。

これを決定したのは四四年一月二一日の最高戦争指導會議である。その報告第七號は以下のようにこれを記した。<sup>(43)</sup>

「印度假政府指導に關する件

- 一 帝國政府は外交代表を印度假政府に派遣す
- 二 印度施策に關しては、従來どおり、大本營これに任じ、關係各機關これに協力す
- 三 第一項の外交代表は、印度施策に關し大本營印度施策機關の區處を受くるものとす

この議題が「印度假政府指導に關する件」であつて、「自由インド假政府への外交代表派遣に關する件」でないこと

は、外交代表が大本營印度施策機關の「區處」を受けるとされたことと關わりがある。なぜなら「區處」とは、指揮系統においてその下に入るといふ意味だったから、公使が光機關長の命令下に入るといふ、奇妙な次第だった。つまり「假政府側より交換的に外交使節の派遣を受くることになりおらず、當方としては正式の外交關係の設置にはあらゆる建前を取りおりたる次第にして、したがって本件公使に任ぜられたる蜂谷輝雄公使は陛下の御信任狀を攜行せざりしもの」となったのであった。「正式の外交關係の設置にあらゆる」外交使節の派遣という、奇妙なものであった。

ちなみにビルマには澤田廉三大使が派遣されているのに、自由インド假政府には何故か公使の派遣であった。その理由を蜂谷輝雄公使のもとに一等書記官として着任した柿坪正義はこう語っている。

「それはインドに關しては光機關があったからです。光機關長は磯田中將でした。大使は中將よりステイタスが上なのです。だから公使ならいいが大使は派遣できないのです。」<sup>(45)</sup>

「區處」とはそういう意味だった。柿坪の證言をもう少し続けよう。

「質問 信任狀は結局届いたのですか？」

「柿坪 樞密院にかけていないのだから、届くわけはありません。」<sup>(46)</sup>  
これを裏付けるように外務省には以下の記録が存在する。

「帝國政府は御信任狀にあらゆる國書を準備して、之が提示方豫定しおりたるも、右に至らずして、終戦を見たり。」

## 結 語

自由インド假政府は、もしその合法性を問題にするなら、瑕瑾のない政府ということとはまったく困難である。日本政府は「自由印度假政府」という名稱の團體」として承認したにすぎなかった。アンダマン・ニコバルは結局正式移管をせず、外交使節は正式信任狀を持たなかった。しかし、そのことはボースが日本の傀儡であったとかいうことを意味しな

い。合法性はなかったとしても、ボース來日後の假政府設立問題が、インド國民軍の地位をモーハン・シン時代のそれとは比較にならないほど引き上げたことは疑いえない。またボースにしても、いみじくも例として挙げた第一次大戦中のアイルランド政府のように、これが當面の役割を果たしつつ、國家成立後に繼承されていくことに力點を置いていたのであらうと思われる。その當面の役割とは、

① 國內の民族運動の政治要求の集約點である假政府をいち早く實現させること。しかもヒンドゥー・ムスリムが共存する統一政府として象徴的に實現することにより、獨立國家のイメージを統一國家として定着させ、民族運動の目標を確立すること。これによって、第二次大戦勃發とともに擡頭しつつあり、とりわけクリップス提案以後、現實性を持ちはじめてきていた分離獨立案——パーキスターン——から現實性を奪うこと。

② 沈滞しかけたクィット・インディア運動をはじめとする國內の民族運動にたいし、一種の二重指導部の中心として刺激と指針を與えること。そのため彼は、この間ガンディーと決して對決せず、獄中の非合法會議派指導部と不即不離の補完的指導部を以てみずから任じたのである。

③ 東南アジアのインド人、およびインド兵に生命、財産の安全を保障すること。これは東南アジアの中國人の状態を考えればよく理解できよう。日本軍の内部でも、自由インド假政府には合法性のないことにほとんどの人は氣付かなかつた。このため假政府という虚構はインド獨立連盟では持ち得なかつた強制力を持って、日本軍にたいし、インド國民軍の地位を實質的に引き上げる効果があつた。東南アジアのインド人にたいしては、日本軍を背景に一定の權力を持ち、まさに假政府ともいふべき役割を果たした。自由インド假政府の設立はボースにとってはインド國內の民族運動の政治課題のいち早い實現であり、同時に國內の運動指導部の失われた中での司令部の設立でもあつたが、結果論としてみれば、むしろ東南アジアなどのインド人達の要求や權利を守る組織となつた側面の方が大きかつたかもしれない。そしてこれらの實現により、戦後の民族運動（會議派）のなかにボースの位置と指導性を再生することがおそらく見通されていたのである。

う。しかしこれは終戦直後のポースの死によって意味をなさなくなった。

最後に、「國際戦争とは國家間、あるいは國家と戦争行爲のために國家として扱われる協同體もしくは團體との間で武力をもちいて行なわれる争いのこと」(Dick Corbett, *Cases of International Law*)という説をとるなら、ポースの自由インド假政府はまさに「戦争行爲のために國家として扱われる團體」であつたわけである。また戦争を行なう國家は、ウィートンの説によつても必ずしも完全な主權國家でなくてもよいのであるから、その點だけからみるならポースの行爲はかならずしも國際法に違反した戦争行爲だつたとはいえない。

しかしながら、戦後のインド國民裁判において、證人として喚問された日本人たちの證言は、自由インド假政府が合法性を持つと辯護した。それはほとんどインド國民軍に加擔しているときさえいえる。驚くべき政治的な證言であつた。日本アジアへの心情的共感が個人的レベルでは存在しながら、政策とならなかつた、罪滅ぼしであるかのようにあつた。

## 註

- (1) Ram, Moti, ed. *Two Historic Trials in Red Fort*, an authentic account of the Trial by a General Court Martial of Capt. Shah Nawaz Khan, Capt. P. K. Sahgal and Lt. G. S. Dhillon and the Trial by a European Military Commission of Emperor Bahadur Shah, Delhi, 1946, pp. 140—145.
- (2) たとえば丸山靜雄『インド國民軍——もう一つの太平洋戦争』岩波新書、一九八五年。
- (3) インド、イギリスなどの資料に依據したインド國民軍とインド民族運動との關係については、長崎暢子『インド獨立——逆光のなかのチャンドラ・ポース』朝日新聞社、一九八九年参照。
- (4) この邊については、長崎暢子編『南アジアの民族運動と日本』アジア經濟研究所、一九八〇年参照。
- (5) Ganpuley, N. G., *Netaji in Germany*, Chaupatty, first ed., 1959, second ed., 1964, p. 182.
- (6) Ghani, K. S., *Indian Independence Movement in East Asia*, Lahore, 1947, p. 66.
- (7) ラーシェ・ビハリー・ポースについては長崎暢子「ラーシェ・ビハリ・ポース考」、田中宏編『日本軍政とアジアの民族運動』アジア經濟研究所、一九八三年所收参照。
- (8) 『スパス・チャンドラ・ポース』取り扱い要領に関する件

- (1) 昭和十八年四月一七日 陸海外決定、參謀本部編『杉山メモ(下)』原書房、一九八九年、三九七頁。
- (9) 外務省史料 「大東亞戰爭關係一件 印度問題 第二次大戰中における我が對印度施策経緯 三宅喜二郎元大使寄贈史料 昭和五年六月」A—7—00—9—29。
- (10) 同右。
- (11) 第二次大戰關係文書インド省史料館 L/WS/1433 一九四三年一〇月一五日。
- (12) Memorandum by S. C. Bose, Berlin. April 9, 1941, Voigt, Johannes, *India in the Second World War*, New Delhi, 1987, pp. 89, 89f. またドイツとポースとの関係はゴッペ参照。Hauner, Milan, "Les Puissances de l'Axe et la Lutte de l'Inde pour l'Independence(1939—42)", *Revue d'histoire de la deuxième Guerre mondiale*, No 96 (Octobre, 1974), 森瀬晃吉「チャンドラ・ポースのインド獨立鬭争と日獨伊三國同盟——第二次世界大戰と民族解放運動」、軍事史學會編『第二次世界大戰——發生と擴大——』錦正社、一九九〇年所収。
- (13) 長崎暢子『インド獨立』前掲、一〇三頁。
- (14) Ganpuley, op. cit., p. viii.
- (15) 「第二次大戰中における我が對印度施策経緯」、既出。
- (16) 外務省史料 一九四三年九月二五日バンコク坪上大使發(淺田參事官より)重光葵外相宛電第一三九號、部外絕對極秘『「スパス・チャンドラ・ポース」の自由印度假政府樹立關係』A—700—929—2。
- (17) 同右 A—700—929—2。
- (18) この他にロンドンには亡命中のポーランド、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ギリシャの東歐・バルカン諸國政府があった。
- (19) A—700—929—2。既出。
- (20) 新國家の承認は、その意志を直接外部に知られるような形で明白に表示する明示的承認と、明白に承認の意志は表示しないが、一定の好意を通じて間接に承認の意志が外部から察知されるように行なう默示的承認とがある。田端茂二郎『國際法(2)』有斐閣、一九五七年、一七四—一八二頁。但しこの場合が後者に該當するかどうかは必ずしも明白でない。
- (21) 『「スパス・チャンドラ・ポース」の自由印度假政府樹立關係』既出。
- (22) 同右。
- (23) 同右。
- (24) 昭和十八年一〇月九日大本營政府連絡會議決定。ただここにおいても「本假政府との間には正式國際關係を發生せしめざること、勿論とす」とある。『杉山メモ(下)』、五〇二頁。
- (25) 『杉山メモ(下)』、既出、頁五〇九。
- (26) 外務省史料 一九四三年一〇月二日ラングーン發秘密暗電 青木大東亞大臣宛澤田廉三大使 A—7—00—929—2。
- (27) 同右および堀越智『アイルランド民族運動の歴史』三省堂、一九七九年、一四三—一五二頁。
- (28) 外務省史料 「自由印度假政府承認問題に關する法律上の

- 意見 條二」昭和一九年四月一七日、A-7-00-929-2。  
 このことはこの文書における注においても繰り返されてゐる。すなわち「帝國政府は……自由印度假政府を『自由印度假政府として承認す』とは、すなわち單に『自由印度政府』なる名稱を有する一の團體を承認するの意味を有するたすきずと解すべきものなり。」同右。
- (29) 同右。
- (30) 條約局第二課による「自由印度假政府との調整方に関する法律上の意見」同右。
- (31) 外務省史料「自由印度假政府に對し與えたる承認に關し、外部への應酬振に関する件」昭和一九年二月八日（昭和一九年二月二〇日増補）A-7-00-929-2。
- (32) 『杉山メモ帳』、既出、五一五頁。
- (33) 同右。
- (34) A-7-00-9-292。
- (35) 同右。
- (36) 同右。
- (37) 同右。
- (38) 「自由印度假政府に對し與えたる承認に關し、外部への應酬振に関する件」、既出。
- (39) Ram, *op. cit.*, p. 123. 當時のことを蜂谷輝雄は「日記」た。
- “But because of a misunderstanding regarding the issuance of credentials between the two Governments, he was not received in audience by Netaji until the time when credentials arrived in Rangoon. But before the arrival of the credentials in question, the military situation in Burma became very unfavourable for the Japanese Forces and the Japanese Headquarters and the Indian Provisional Government were obliged to retreat toward Bangkok, Thailand in the latter half of April 1945.” Teruo Hachiya, *Netaji as I know him, II International Netaji Seminar*, Calcutta, 1976.
- (40) 印度假政府承認に関する件 A-7-00-929-2. 既出。
- (41) A-7-00-929-2. 既出。
- (42) 同右。
- (43) 大東亞戰爭關係一件——印度問題 A-7-00-929-2 單。
- (44) 同右。
- (45) 柿坪正義談話記録、一九九〇年九月三日、於フォーリン・プレス・センター。聞き手田中敏雄・長崎陽子。
- (46) A-7-00-929-2. 單、既出。
- (47) “The States need not necessarily be sovereign,” Wharton, *International Law*, 1945 ed., Vol. II, p. 98.